

# 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例一部改正（案）の概要

	改正条項	改正の状況	改正事項	内容	目的
①	第1条	追加	目的	条例の目的に「 <u>周辺景観との調和</u> 」を追加	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例においても、景観に関して指導できるようにする。
②	第2条第3号	追加	定義	事業者の定義に「 <u>共同の関係にある者</u> 」を追加	太陽光発電事業者と「共同の関係にある者」を同じ事業者として扱う。
③	第4条	追加	事業者の責務	事業者の責務に「 <u>良好な景観を損なう事業の防止</u> 」を追加	太陽光発電設備を設置する事業者に対して、景観へ配慮するよう求める。
④	第13条第2項	変更	設置完了の届出等	太陽光発電設備完成時に <u>立入検査</u> をする内容へと変更	完成検査時に職員が事業区域内に立ち入ることを明記。
⑤	第19条の2	<u>新設条文</u>	文書の閲覧	事前届出書及び太陽光発電設備設置事業内容確認書の <u>閲覧規定の追加</u>	関係者が事業計画の概要を知ることができるようにする。